

入札監理小委員会
第37回 議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第37回入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成20年6月3日（火）19:00～19:48

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

① 実施要項（案）の審議

○就労条件総合調査（厚生労働省）

② その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、前原委員、廣松専門委員、椿専門委員

（厚生労働省 大臣官房統計部 賃金福祉統計課）

林課長、武田賃金構造分析官、野田課長補佐、秋山課長補佐

（事務局）

熊埜御堂参事官

(厚生労働省関係者・傍聴者入室)

○小林副主査 それでは、ただいまから「第37回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、厚生労働省の「就労条件総合調査の実施要項（案）」について審議を行います。本件については、統計調査分科会の廣松専門委員、椿専門委員にも審議に御参加いただきます。先生方、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は、厚生労働省賃金福祉統計課、林課長に御出席いただいておりますので、前回の議論を踏まえて整理した事項や実施要項（案）の修正点等について御説明いただきたいと思います。説明は15分程度でお願いいたします。

○林課長 ただいま御紹介にあずかりました林でございます。前回に引き続き、よろしくお願いいたします。

就労条件総合調査の民間競争入札実施要項でございますが、前回の御議論が集中いたしました点は、既に御案内のとおり、業務に当たり確保されるべき質の部分でございました。お手元の実施要項で8ページになります。いろいろな御議論をいただきまして、最終的に小林副主査から大変よいおまとめをいただいたと思っております。そのおまとめいただいた趣旨に従いまして、中身を再検討し、修正してまいりました。

具体的には、質の設定の（５）のウのところは御議論いただいたところですが、まず、「下記（ア）、（イ）の有効回答率を達成することとする」ということで、この（ア）と（イ）の部分が全体の有効回答率と企業規模別の有効回答率という設定をさせていただいている、これは前回と同じでございます。

まず全体の有効回答率につきましては、前回まで平成17年～19年に実施した本調査における有効回答率の平均81.2%を上回るという形にさせていただいていたところでございますが、前回御議論いただいたとおり、平成17年～19年は調査員調査の形を取らせていただいていたのですが、20年につきましては、往復郵送の一部調査員による回収という形をとっており、今回の入札に係る想定している調査方法と平成20年はほぼ同じやり方をしており、ということで、そちらの方を参考とすべきではないかという御議論をいただきました。そこで、まず、平成20年調査の有効回答率、こちらは先週の金曜日に最終的に固まった数字でございますが、それを御報告させていただきます。ちょっと低くて恥ずかしいのですが68.2%ということでございました。そこで、この数値に差し替え、「68.2%を上回る」という形に直させていただきました。

また、平成17年～19年に実施した有効回答率の平均81.2%は目標数値ということにさせていただきまして、あと、この10%強を埋める部分をどういうふうに考えるのかという御議論もいただいたところでございます。これにつきましては、私ども厚生労働省が民間事業者と十分に連携し、協力して、少しでも68.2%を上回って、更に、「81.2%に近づくようお互いに努力をする」という形を明記させていただいたところでございます。

この具体的な努力につきましては、ここには当然のことながら書き込んではいませんが、もし民間事業者の方でサンプル補充を行うということであれば、そのリストの準備も私どもの方で勿論責任を持って行いますし、また、関係団体等へのいろいろな協力要請、またそういうものの広報を私どもの方からお願いするといったことを想定しております。このように

私どもの方で協力できることについて、一生懸命やっていきたいと考えております。

また、今の（ア）に平仄をそろえた形で（イ）の方も直させていただいております。こちらにつきましては、前は平成17年～19年の本調査において最も低かった有効回答率を上回るものとするとしておりましたが、やはり「平成20年の企業規模別の有効回答率を上回ることとする」ということにして、そちらの方を最低基準として使わせていただくことにいたしました。そして、同じく平成17年～19年に実施した本調査の調査年度のうち、一番低かったもの、かつての最低基準だったものを目標という形に直させていただいており、これにつきましても（ア）と平仄をそろえて、「目標達成に向けてお互いに十分努力する」という表現を加えさせていただいております。

これらの修正に伴いまして、本日の資料の一番最後のページの参考5の産業別有効回答率についても修正がございます。これらはあくまでも参考数値として提示するという形になっておりますが、これにつきましては、先週の金曜日に確定いたしました20年調査の実績値を書き込んでおります。その一番右下の数字が全体の有効回答率で、今御説明いたしました68.2%であったということでございます。

要項につきましては以上が修正点でございます。そのほかに幾つかの宿題をいただいておりますので、それについて御説明させていただきます。

お手元の資料Bという形で机上配付があるかと思いますが、前回、今回調査は68.2%と非常に低い有効回答率であったわけですが、一応、私どもの方がどういう督促をしてその68.2%になったかということを情報として提供できないかという御議論があったかと思えます。これにつきましては、まず原則論といたしまして、平成20年調査につきましては、各都道府県の労働局を通じて回収を、基本的には郵送回収ですが、一部調査員による回収、そして督促業務と照会業務もしていただいております。それにつきましては私ども、基本的には各労働局の創意工夫、または実態に任せてやっていただいております。今回はそれを、私どもの方で、どういうやり方をしたかということをヒアリングして、取りまとめさせていただいたものでございます。

まず、電話による督促業務でございますが、郵送でバックしてくるものを電話で督促するというのが基本でございましたが、これについては延べ7,165回で、それにかかったのが、延べ日数が632日。と申しましても、47労働局ですから、1局平均12～13日ぐらいのところでございますので、ずっと詰めてやっていたとすれば2週間半～3週間程度こういう業務に従事していたのであろうと推測されるところでございます。

それから、当然のことながら、調査員等々の訪問による督促というものが若干ございまして、こちらにつきましては、延べ回数は全部で109回。実際には、同一企業に複数回行くということは余り考えにくいものですから、おおむね訪問した企業も100前後であらうと考えております。

それから、実は私どもから特段こうしろという指示をしておりますませんが、それぞれ労働局独自の工夫といたしまして、まず、調査票送付時に労働局長名の依頼状を同封していたのが17労働局、それから未回収の事業所に督促状を送付していたのが15労働局、それから、調査票を送る前に事前に電話で協力依頼を行っていたのが13労働局、また、事前にあいさつ状を送付していたのが6労働局ということでございました。

次に、内検をそれぞれ労働局にやっていただいて、その中で、特に誤記入、未記入、論

理的なチェックも多少していただいて、疑義照会をしていただいたわけですが、この疑義照会を行った延べ回数は全体で3,569回、これを行った延べ日数は1,259日ということでございまして、47労働局で割りますと26日間になります。ということは、週5日ですから、5週間から1カ月半ぐらいの間にわたってこういう疑義照会等を行っていたと考えられるところでございます。

なお、4労働局で訪問による疑義照会もしていたという報告も受けております。

最後に、あくまでも参考の数字でございますけれども、労働局で以上の督促・照会業務に従事した人数は、正規職員で89名、調査員ベースで55名。これは延べ人数ではなくて頭数でございますけれども、おおむね1労働局で2人程度の職員と1人強の調査員のような体制で、それぞれ回収・督促・照会業務をしていただいたという実態であるということでございます。

もう一つ、平成20年にどのぐらい経費を要したかがわからないと、民間業者もなかなかコスト計算がしにくいのではないかとこの御議論をいただきまして、極めてラフな推計をさせていただき、資料Cとして出しております。前回申しあげたように、平成18年度までのような形で数字をきちんと出すためには、約半年間の作業が必要になりまして、その作業を今年の秋から進めて、来年の入札要項にはきちんとした数字を出させていただきますが、今回、いずれにせよ間に合いませんので、かなりラフな推計をさせていただきました。

推計方法といたしましては、基本的には、調査方法が変更になりましたので、なくなった業務と新たに生じた業務がございます。なくなった業務と新たに生じた業務についてのおおむねの予算額、それからかかる人・日のようなものを、仮定を置いて、ある程度推計いたしまして、それらの足し引きをしたとお考えいただければ結構でございます。これに基づきますと、今回の平成20年調査につきましては、委託対象分の額が、平成19年調査につきましては2,300万円強であったのが、今回2,200万円強であったという形で、若干減少しておるところでございます。この減少分につきましては、当然のことながら調査員手当が予算上は全体の4分の1程度に減っておりますので、そこが減少しておりまして、増えた分は、その分、郵送調査になっておりますので、往復の郵券代が主な増分になります。そういう形での差し引きをして、若干の減少となったということでございます。

以上の資料B・Cにつきましては、応札等をするに当たっての重要な資料となるというお話を前回からいただいておりますので、本日御審議いただいた上で、必要に応じて入札実施要項の参考とさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いいたします。

○逢見副主査 前回論点になった有効回答率の目標のところですが、これは、8ページの68.2%が、いわゆる最低限の目標というか達成基準であって、目標は81.2%ということですね。それで、「民間事業者は、厚生労働省と十分連携し、目標の達成に向けて努力する」というのは、81.2%の目標達成に向けて努力するということですが、「厚生労働省と十分連携し」というのは、例えば具体的にはどういうことですか。何かアドバイスを何とか、そういうようなイメージなんでしょうか。

○林課長 私どもとしても当然アドバイスをしていきたいと思っておりますし、特に我

々意識したのは、民間事業者が目標を達成するに当たっていろいろと創意工夫していただけると思いますので、それがより円滑にいくように、必要な援助をできる限りするという意味に取っていただければよろしいかと思います。

○逢見副主査 わかりました。

それで、81.2%が68.2%になったという、その分析は、これとは直接関係ないけれども、やはりしていただく必要があると思うんですね。そのことが、今後、平成21年以降調査する際にも、いろいろな意味で参考になるし、目標達成のためのアドバイスにもなり得ると思しますので、そこは是非、なぜこれだけ低下したのかということの分析はお願いしたいと思います。

○林課長 わかりました。できる限り努力はしておりますが、率直に言って、その理由を計量的に探るといのは相当難しゅうございます。推量ではある程度物は申せます。やはり郵送方法にしたというのが一番大きかっただろうと思えますし、前回もお話したとおり、調査内容も、これはローテーションで毎年変わりますので、多少それが、今回については、実額などを記入させるような項目がございましたので、記入しがたかった面もあるかもしれません。それから、場合によっては、厚生労働省の名前が影響した部分があるかもしれませんし、また、労働局の方も、最近、定員事情等が厳しく、なかなか人員が十分に割けないということで、督促回数も、回数はこうやって結構上がってはきているんですが、少し緩かったかもしれない。そこら辺はまだ調べてはおりませんけれども、そういう幾つかの要素は考えられます。では、それがどのぐらい寄与したかということになると、なかなか計量的には、正直なところ、把握する方法がないのが実態でございます。

ただ、今回、別の民間事業者にやっていただいて、そこでどういうやり方をしたかということで、どのぐらいの回収率が上がったかという結果が出れば、基本的に同じやり方でございますので、それと比較しての評価というのはまたできるかなと。ただ、その場合も、ローテーション調査で調査票が随分変わってしまっていますので、その辺の影響がどのぐらい効くかということは、これまたわからないので、なかなかそこを比較して、何がどの程度要因として効いたのかというのは、率直に申せばなかなか難しいかと思っております。

○前原委員 資料Cのところで、調査員の方の経費というのはどこの項目に入っているんですか。

○林課長 この経費は、人件費の非常勤職員の経費になります。

○前原委員 その中に入っているのですか。

○林課長 はい。

○前原委員 そうすると、平成20年と19年では、調査員調査から郵送調査に変えたと書いてありますが、非常勤職員の人件費は100万円ぐらいしか減っていないというのはどういうことなんでしょうか。

○林課長 調査員も入っていますが、そのほかに臨時集計員の経費が入っております。臨時集計員というのは、基本的には、調査票のチェック、内見をする部分で、そちらの方が、実は調査員よりも人数が多うございまして、そちらはほぼ全く不変でございます。調査員は、全体としては半数から4分の1程度になっているかと思えますけれども、その違いがストレートにここに大きくは出てきていないのが実態でございます。

○前原委員 ということは、郵送でやっても余り人件費は変わらないということですか。

○林課長 非常に率直な話をここでさせていただきますと、結果としてはそうであったということです。

○前原委員 非常に奇妙な話ですね。

○林課長 そういう御疑問が生ずるという点については理解いたします。実は、調査員手当の部分は、財務省の非常に厳しい査定によって年々削られてきておりまして、實際上、100%完全な形で調査員で回収できるだけの財源をお認めいただいていないというのが実態でございました。多分、一部本職の職員の努力とか、そういうものでカバーしておったんだらうと思っております。ですから、今回は、調査員手当がかなり見た目では削られているんですけども、実はその前もかなり削られてきていましたので、そんなにドラスティックにはここには出てきていないというのが実態でございます。

○前原委員 何となくわからない。調査員調査と郵送調査とコストがほとんど変わらないというのが。

○林課長 前回、調査員調査ではあったけれども、全部を調査員がやっていたわけではないということなんですね。この平成19年以前もですね。

○前原委員 そうですか。安い調査費しか出していなかったということですね。

○林課長 額的にはそういうことになりますね。調査員の額が相当削られていたというのは事実でございます。

○小林副主査 それに関連して、資料Cのところの物件費の金額がありますね。これは、実施要項の22ページを見ると物件費の内訳が書いてあるんですけども、※があって、平成19年度調査では、郵送単価が200円で、送付数が、再送付を含んで6,389件と書いてございますので、これが物件費の中に含まれている。郵送調査になると、それがプラスアルファになっているという理解でいいのか。この部分は、平成19年度調査よりも物件費が若干減少しているという計算になっているんですね。だから、そのところは説明が要るのではないかなと思うんです。多分質問が出るのではないかなと思いますが、そこはいかがですか。

○林課長 済みません。郵券代の部分は載せておるんですけども、推計方法として、地方のこの人員の分の減少分を差し引いて、1人当たりどのぐらい物件費が必要かという推計になっておりますので、その分を引いた形で、その分が減少要因として少し効いているということでございます。

○小林副主査 そうなんですか。何かちょっとわかりづらい数字で、しかも、先ほどの督促といいますか、25ページの従来の実施方法等の注記事項のところで、郵送による督促というものとか、電話による督促とかなど、そこでまた通信費がかかるんですね。それが物件費の中に入るんですね。それで、先ほど資料Bで出していただいて、電話による督促、ここに平成20年度の調査について実施方法があるんですけども、その部分がコストにどうはね返っているのかというか、先ほどの前原委員の御質問とも関係するんですが、何か平成20年度調査と19年度調査を推計で出していただいたのが、どういうふうに参加にしたらいいのかというか、ちょっとわかりにくいのではないかなと思うんです。

○前原委員 素朴に言いますと、ビジネスとして考えたら、これっぽちしか経費が下がらなくて、しかもパフォーマンスが非常に悪くなるのであれば、調査員調査のままでされる方がいいのではないかなと思いますが、その辺はどう判断されているのでしょうか。

○林課長 全く御説明のとおりで、正直なところ、私どもは、別に調査員調査より郵送

調査の方がいいと考えていたわけではございません。それでも平成20年調査より往復郵送という方法に切り換えたのには3つ理由があります。

1つは、予算額をどうしても削らなければいけないということで、調査員調査よりも郵送調査の方が若干費用は削ることができるというのが1点。

もう一つは、これは私ども行政の理由でございますけれども、地方労働局の定員削減が非常に厳しくて、なかなかこの調査に従事する定員が割けないということから、順次、統計業務を労働局は引き揚げております。この一つの段階的引き揚げの方法として、往復郵送によって労働局の職員の負担を軽減するというものです。実際、先ほど申したように、調査員の部分を正規職員が肩代わりしてやっているのが実態でございましたので、その部分の負担を減らすために郵送調査にするというのが2点目。

それから、今回、民間開放の議論が始まっておりましたので、民間開放においては、全国で調査員調査を行うという形をお願いするのは非現実的であろうと。今の業界では、それだけできる企業も限られてしまうだろうということで、基本を往復郵送調査として、一部調査員を組み合わせるという形で我々想定しておるわけでございます。そういうやり方を取らせていただく方が現実的であるとなるならば、1年前倒しでそういうやり方で、試行的と申したら何ですけれどもやってみるという、この3点の理由で、平成20年調査をこういう形にさせていただいたというのが実態でございます。

○前原委員 ただ、パフォーマンスがこんなに落ちるのであれば、調査員調査の形のままで民間にやらせるというやり方もありますね。これを見ると62万円しか減っていないんですよね。たった62万円減らすために10ポイントもパフォーマンスが悪くなるというのはちょっと考えられないことだと思いますが、いかがでしょうか。

○林課長 まず、この推計は、あくまでも推計ですから、本当に60万円程度しか減っていないかどうかについては精査が必要でございます。

○前原委員 でも、数字が出ている以上、これをもとに議論せざるを得ない。

○林課長 私どもとしては、郵送調査、調査員調査、いずれであってもいいというのが率直な思いでございまして、したがって、基本を郵送調査としつつ、両者の組み合わせも可としております。ただ、前から、基本を調査員調査でお願いするのは非現実的であるという御議論があったかと思っておりますので、現在、このような形をとらせていただいているところです。

○熊笹御堂参事官 この場に来て、非現実的とか、そういうようなお話をされるのは非常に遺憾です。小委員会の今までの議論の積み重ねで、厚生労働省のお考えは郵送を基本にしてやるという方向で決められていたわけですから、今この場に及んでそういうお話をされるというのは、事務局としては極めて遺憾ですね。正直申し上げて、この調査のやり方として、郵送にするか、調査員にするかは決定していないわけですね。だから、両方の提案が現実的にはあり得るわけです。それについて、別に厚生労働省からこうしろ、あしろという話をされる環境にはないわけですね。

○林課長 そうでございます。

○熊笹御堂参事官 ただ、今回御説明いただいたのは、平成20年の調査についてどのように行われたのか、これは厚生労働省の責任ですよね。厚生労働省は平成20年の調査をやるに当たって、余りコストを低減せずにやられたのではないかとというのが我々の疑問です。

恐らく、前原先生の御疑問というのは、本来、郵送調査なら、実際に要した経費、人員から言うと、もっと経費削減効果が出ているのではないかというところで、それをこのデータは説明できていないではないかということで、これは民間委託の問題ではなくて、厚生労働省がどういう判断をされてこの調査を郵送でやられた結果こうなっているのかということです。

それについて、先ほど課長さんからは、分析は難しいというお話がありましたが、実際のパフォーマンスをどうやられたのか、それについての確に民間事業者にお伝えすることによって、今回の調査をどのようにやるのか。民間事業者は、例えば郵送に加えて調査員調査を補完的にやる必要があると判断されるのか、ないと判断されるのか。また、平成20年調査において、どのような調査をやられたことによって、郵送調査のメリットが出ているのか出ていないのか、その辺の情報提供をきちんとする必要があるというのが前回の御議論だったと受け止めているんです。だから、そういう前提を踏まえた御説明をしていただかないと、我々として、この調査について入札監理小委員会でしかるべき議論をして表に出すということができない状況になりかねないので、そこについては、議論の前提はきちんと踏まえた上で御説明していただきたいということを強く要請したいと思います。

○林課長 今、事務局の方から御意見がございましたけれども、確におっしゃることはそのとおりでございまして、私どもの方、あくまでも推計値でございしますが、確かに額の大きく減少したわけではないという点は認めさせていただきます。また、パフォーマンスが10%以上落ちたというのも、これも事実でございます。これも認めるところでございます。

推計が悪いと言われてしまえばそのとおりかもしれませんが、やはり前年までの部分について、調査員が十分に手当てされていなかったことによる、かなり常勤職員等々の協力によって支えられてきたものが、今回、基本的には郵送調査に切り替わったことによって、コスト的には郵券代が発生した。しかし、その割には調査員が十分に削減されなかったことからコスト的には余り落ちなかった。一方、郵送に頼ってしまったためにある程度パフォーマンスは落ちたということで、その点は確かに我々の調査のやり方が十分でなかったということは認めざるを得ないと思っております。

○熊埜御堂参事官 事務局から若干補足させていただきますと、あくまでこの資料Bなり資料Cなりというデータは、平成20年調査というのは、まだ現実には実施に要した経費、人員とか業務について取りまとめて出せる段階にはないですが、この調査の非常に特殊な状況として、1年前以前の調査とはやり方が違っている。このデータを一生懸命出したところで、民間事業者にとってどこまで参考になるのかということについては限界がある。

一方、郵送調査というやり方を取っておられる。これは、確かにうまくいっているかどうかというのは、今、課長さんから御説明があったとおり微妙かもしれませんが、これを具体的に示すことによって、民間事業者の創意工夫を発揮させることを促す余地があるのではないか。そのためには、確定したものではないにしても、できるだけこういったような資料を出すことによって議論をする環境をつくりたいということでお願いしているということです。ですので、できるだけそういうことを御理解いただいた上で御審議いただければと事務局では考えております。

○廣松専門委員 別の観点でよろしいですか。

確かに回収率が、68.2%まで落ちたというのは大変残念なことだと思うんですが、先ほどの説明で、質問項目をローテーションで動かしているということですが、この平成16年から18年の間に、19年度と同じ質問項目だった調査はあるんですか。

○林課長 5年ローテーションでございますのでございません。

○廣松専門委員 そうすると、この中には入っていないということですね。

○林課長 はい。

○廣松専門委員 そうしますと、実施要項の1ページから2ページにかけて調査事項が書かれていますが、これもやはり5年周期でいくと、これと同じ調査事項を調査したものはないということなわけですね。この平成16年度から18年度の間には。

○林課長 はい、ございません。

○廣松専門委員 わかりました。調査方法も違う、調査事項も違うとなると、比較するのは確かなかなか難しいと思います。

2番目の質問ですが、資料Bに関して、督促・照会業務について調べていただいた結果の情報を出していただいたのですが、調査対象者の方から来た苦情、問い合わせの件数というのは、今回は特に調べていないということですか。

○林課長 苦情については取ってございません。

○廣松専門委員 そうですか。それがあると少しは役に立つかなとおもっていたのですが。

○椿専門委員 2点教えていただきたいんですが、今回の調査で10%、10ポイントほど落ちてしまったということで、以降、民間に対して連携を強めてということで、場合によっては、いわゆる代替標本といいますか、その部分の情報を、申し出があれば積極的にうまく出してあげるという方向性であるということは、逆に言うと、今回、先ほどの原因分析のようなどころに関して言うと、官の中なんですけれども、代替標本や何かの情報開示が必ずしも十分ではなかったというような分析になる可能性があるということなのかということが第1点。

それから、第2点は、先ほどから資料Cについてのいろいろな議論があるところなんですけれども、平成20年度の推計というものが本来目的なのか、先ほど課長さん、かなり本音で言えばという話がありましたが、参考と書いてある平成19年度における調査員調査において、正規職員の方が数字にない形でかなりいろいろな形で稼働されたということが、もう経年的に続いていると。平成18年、17年、16年といろいろな情報がありますけれども、実態としては、まさに今、民間開放の中で、ある予算の中でやっている場合に、民がそれ以上の調査員を使って赤字になっているという実態が問題になっているところもあるわけですが、それに近いことが官の中でもあると考えた方が妥当なのかということに関して、ちょっとその辺、2点教えていただければありがたいと思います。

○林課長 まず後者の方からお話をしますと、率直に言うと、なかなかわからないところがございます。私も各局から上がってきた数値、あとは実働、稼働のデータをもとに17年から19年については計算させていただいていますので、それを信じるのであれば、ほぼこの2年間については正規職員の稼働もそんなに大きな変化はなかったと結論せざるを得ません。

ただ、そうするとどうしても説明がつかないところが出てきてしまいますので、そこは

そこで何らかの形で、例えば別の部署の監督官等が監督で訪問したときに一緒に回収してきているとか、そういうことも当然あったと思いますし、そういう何らかの工夫で乗り切ってきたのではないかとというのが推測でございます。

それから、前者の代替サンプルの件でございますけれども、これは私ども、怠慢であったとおしかりを受けてもやむを得ないところでございますが、実は、私どもの、特に事業所を対象とする調査で、いわゆる廃止、不能のサンプルについて補充をするというやり方をしてきた統計調査はほとんどございません。これは、恐らく歴史的な理由等もあるかと思えますし、また、先ほど申したように、地方労働局がかなりぎりぎりのところで仕事をしているということもあったかもしれませんが、これまでは、取りあえず頑張れば8割なり9割の回収率を上げてこられたというのが、多分最大の理由だろうと思います。しかし、ここ数年、非常に調査環境が厳しくなってきました、このままではとてもではないけれどももたないということで、代替サンプルの補充の導入について1年前から急遽検討を始め、体制づくりも進めてまいりました。その結果、本年度から幾つかの調査で先行的に代替サンプルを導入するというやり方にしたところでございます。具体的には、賃金構造基本統計調査を本年度から代替サンプル補充の手法を一部導入しようと、実施に向けて今、準備をしているところでございます。

その流れの中で、今回いろいろと御議論いただいて、やはり民にも少し、民間化した中でも、少しでも高い回収率を達成していただくための方策として、代替サンプルを使っていただくのが一番よい方策ではないかと我々考えておりますので、それについては協力を惜しまないという形で、事前に準備も進めておこうかと考えているところでございます。

○小林副主査 ちょっと今、資料Cなどをめぐっていろいろあったんですけれども、1点だけ確認したいんですが、やはりさっき、物件費の部分に何が入っているのかというのが、22ページのところなんです、委託費の方にも印刷製本費というのがあって、物件費の方にも印刷製本費というのがあるんですね。ここはどういう意味ですか。ちょっと確認ですけれども。

○林課長 一応、仕分けといたしましては、本省の方で業者に印刷製本や封緘作業などの委託をしているわけでございますが、そういう本省で一括して民間業者に委託した部分については委託費定額分が入っております。一方、地方で行った督促状等の印刷費とか消耗品費とか、そういう地方から上がってきたもの、また本省で明らかに消耗品とか通信・運搬費等に入るものについては、物件費の方で計上しておるということでございます。

○小林副主査 わかりました。

○逢見副主査 では、よろしいですか。

これは民間事業者から平成20年調査についての情報を提供してほしいという要望があつて、こういう形で作業をされたんですが、開示の仕方としてどうすべきかと。要するに、この実施要項の中に入れてしまった方がいいのかどうかという論点があると思うんですね。これは、例えば資料Cで言うところと推計ですから、確定ではない、推計であるという前提でいくと、余りそのことによって、これを確たるものと考えるとかえって誤った判断になるかもしれないし、実態にほぼ近いのであれば使えるんですけれども、どの程度使えるかというのは、まだ我々もよくわからないところがあつて。例えば、説明会のときに、問われれば説明するとすれば、やはりこういうものという感じなんですか。どういうふうの開示す

ることを考えていますか。

○林課長 あくまでも推計値でございますので、確かに精度等、粗い部分がございますし、今、その出し方につきましては私ども基本的に白紙でございます。出し方は2つあると思います。1つは、先ほど申したように、この情報開示の中の別紙の中で付けさせていただくというやり方と、もう一つは、求められた場合に入札説明会等で別途配布して説明するというやり方と、その2つがあるかと思います。

私どもは、どちらにしたいという思いは特に強く持ってはおりませんけれども、もしこの数字が非常に誤解を招きやすいとか、かえって混乱させるということであれば、最初から付けないで、説明会で問われた場合に出すというやり方もあると思っておりますし、また、むしろ積極的にやはり付けた方がいいという御意見であれば、付けることもやぶさかではございません。

○小林副主査 この資料Cの推計値の方は、どういうふうにベースにしたらいいのかというのは非常に微妙といいますか、非常に不確定な要素が多くて、余りコストが変わっていないのにパフォーマンスが何で落ちてしまったのか、どのパフォーマンスを求めるのか、どのコストで求めるのかということの基礎になりにくい数字だと思うんですね。だから、いろいろ付随的な御事情といいますか、そういうことを口頭で御説明なさるとかということも必要なのかなと思うんです。

Bの方の資料だと、例えば25ページのところの「従来の実施方法等」のところに平成19年度調査と20年度調査というのが出ていて、注記事項のところに「督促について」と非常に簡単な書き方をされているんですが、それが、平成20年度調査の場合に、一応、督促等についてこういうことをやりましたということを、これは参考としてお書きになった方がよろしいのではないかと私は思うんですが、ほかの委員の先生方もいかがでしょうか。

○逢見副主査 そうですね、25ページの注記事項だけだと、確かにどの程度のものかわかりにくいという意味から言うと、こういうものがあつた方が、民間事業者はわかりやすいのではないかと思います。

○小林副主査 作業量として、こういうことをやって、その結果としてこういう数字が出てきましたということの、一応、参考になる一業務なのかと思いますので、その部分は入れ込まれたらよろしいと。

ほかによろしいでしょうか。

○廣松専門委員 はい、結構です。

○小林副主査 では、時間ですので、本日の審議はこれまでとさせていただきますが、事務局の方は先ほどの発言でよろしいでしょうか。

○熊埜御堂参事官 先ほどまとめて申し上げさせていただきましたので、資料Bに関しては、この実施要項に入れる方向で、事務局の方で責任を持って調整させていただきます。

また、資料Cの方につきましては、入札説明会で適宜配布していただいて、きちんと誤解のないように御説明していただいた上で、民間事業者とこれでいろいろやり取りをしていただく配慮をしていただくということで、整理させていただきたいということでお願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

では、私の方から、確認の意味も含めてコメントさせていただきたいと思います。

平成20年度調査において調査方法が変わっているということと、その結果としてと言っているかどうかはありますけれども、10ポイント低下したということを含めて、サービスの質等を含めて、今回事業について厚生労働省の考え方の説明を十分に民間事業者に行っていただきたいと思います。

今回出していただいた情報提供、これで決して十分とは言えないと思うんですけれども、コスト情報と、それから結果としてのパフォーマンスと、それから、そのパフォーマンスを出すに当たっての作業努力の部分について、まだ十分な原因分析はできていない状況と思いますが、可能な限り説明していただくということをしていただきたいと思います。今後、低下した要因の分析というものと、それからまた、コストについても取りまとめていただくということで、その方向で努力していただきたいと思います。

落札した事業者と厚生労働省の間に十分情報のシェアリングをやりながら、うまくパフォーマンスが80%に向けて進捗するように努めていただきたいと思います。

今回の事業に向けて、民間事業者の創意工夫を引き出すような質の設定ということと、民間事業者に、郵送調査によってどういうふうにパフォーマンスを上げていくのかということについて十分努力していただくため、インセンティブとかディスインセンティブの設定の仕方についても、今後十分検討する必要があると思いますので、その点もよろしくお願いいたします。

今回コメントいたしました事項については、必要に応じて統計調査分科会においても議論をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

厚生労働省として、今申し上げたことについては十分御理解いただいて、前向きに対応していただくということでよろしいでしょうか。

○林課長 はい。3度にもわたり御審議いただきありがとうございました。厳しい御意見をたくさんいただきまして、今、おまとめいただいた内容をよく肝に銘じて、しっかりと民間事業者と協力して、いい調査になるように努力していきたいと思っております。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、本実施項（案）につきましては、これまで3回の審議を行いましたけれども、本日ももちまして小委員会での審議はおおむね終了したものとさせていただきます。改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

（厚生労働省関係者・傍聴者退室）